

宇都宮市自転車走行空間等視察報告

(1) 視察概要

- 1) 目的：宇都宮市の自転車走行空間整備様態や利用状況を視察し、つくば市の自転車の安全な走行空間とその整備方法についての検討を促進すること。
- 2) 参加者：金委員長、国総研尾崎委員、つくば市区会連合会坂本委員、チーム36 藤沢委員、つくば市 PTA 連絡協議会中嶋委員、市民公募丸山委員、市民公募藤倉委員、茨城県地域振興課吉富委員（代理：中村氏）、つくば市建設部上野委員、つくば市都市計画部長島委員（代理：中澤次長）、事務局

3) 視察行程

9：30	つくば市役所出発
9：30～11：30	自転車施策等の情報共有、意見交換
11：30～12：00	自転車走行空間視察（上河原通り・いちょう通り）
12：00～13：00	宇都宮市役所 庁舎レストランで昼食
13：00～13：10	宇都宮市役所前集合、宇都宮市教育センターへバスで移動
13：10～14：40	宇都宮市の自転車走行空間整備について(講義)
14：40～15：15	自転車走行空間視察（教育センター周辺道路）
15：15	宇都宮市出発、車窓から国道4号線矢羽根整備を視察
15：15～17：15	視察を踏まえた意見交換
17：15（予定）	つくば市役所到着・解散

4) 視察受入先

宇都宮市建設部道路建設課

(2) 宇都宮市 自転車走行空間整備の状況

- 自転車利用・活用基本計画（平成 15 年 3 月策定）にて自転車を都市内交通の一手段として位置づけ、自転車の特性を活かしたまちづくりを推進。その中で自転車走行空間の整備を推進。
- “誰もが安全に自転車を使える”ことをコンセプトに、平成 23 年度から「自転車のまち推進計画」（計画期間 10 年）を進めており、引き続き自転車走行空間の整備は重点事業に位置づけ。

1) 歩道を活用した整備事例

①歩道を物理的に分離して整備した事例

- ・ひと昔前に準自転車道として行われた整備手法。現在では道路空間を再配分し、車道に自転車レーンを整備する手法が一般的。
- ・歩行者・自転車双方の通行空間確保に資する。



②歩道を着色等で区分する整備事例

- ・つくば市では東大通り、西大通りで実施している整備手法。
- ・車道側を自転車、反対側を歩行者として通行位置を誘導する。



写真5



宇都宮市では、自歩道から車道を横断する際の自転車通行位置を着色し、自転車の誘導及びクルマへの周知を行っている。

2) 車道を活用した整備事例

①市道に自転車専用通行帯（自転車レーン）を整備した事例

- ・道路路側帯（1m）を活用し、自転車レーンを整備している箇所もある。なお、法定速度が低く車道混在が一般的な箇所であっても可能であれば（路側帯1m以上）自転車レーン整備を実施。
- ・交差点部では巻き込み事故防止のため自転車をクルマより前面に停車させる取組。
- ・交差点内には自転車通行位置を明示する矢羽根を整備し、自転車とクルマに走行位置を周知。
- ・レーン全体ではなく一部を線的に着色することで整備費用を圧縮。
- ・クルマの交通量が少ない箇所ではクルマの右折レーンを廃し、自転車レーンを含んだ空間に再配分する整備を実施。

写真6



写真7



写真8



②自転車・クルマを混在させるピクトグラムにより整備した事例（車道混在）

- 交通量が少なく、法定速度が低い道路は、車道にピクトグラムや矢羽根を整備し、自転車とクルマが混在できる環境を構築。
- しかし宇都宮は、可能な限り自転車レーン整備を採択。



③国道4号線に矢羽根を整備した事例（車道混在）

- 約1 kmにわたり、車道上に自転車走行位置の明示を行っている。
- 当該区間は歩道幅員が狭く、歩行者の安全な環境を確保するためには自転車の車道通行を推進する必要があったことが背景。



3) 宇都宮市独自の矢羽根

- 矢羽根の右端に反射塗装を施し、交差点内を自転車が通行する導線をクルマに視認させやすくする。



(3) 宇都宮市自転車のまち推進計画

宇都宮市では、自転車走行空間整備について、以下の基準で検討・設定している。

1) 自転車ネットワーク路線の選定基準

- ①自転車交通量が多い主要路線、公共施設や学校を結ぶ路線
- ②自転車等事故が多い路線、クルマ・歩行者と自転車が錯綜している路線
- ③連続性を確保するための必要な路線において、自転車の利用が見込まれる路線
- ④サイクリングロードに位置付けられている路線
- ⑤L R T 停留所付近に接続する路線

※整備手法は個別に検討。全 97 路線 200 km を選定（国県市道含む）

2) 優先整備路線の設定

自転車交通量等から、整備の必要性を路線ごとに評価し、市が管理する道路の中から優先的に整備する路線を選定。

選定基準	概要
A 交通量	・ 駅や学校周辺を結ぶ主要路線 ・ 自転車交通量が多く、整備の優先度が高い市街地の路線
B 事故件数	・ 自転車の事故件数が多い路線
C 連続性	・ 整備済み路線との連続性を確保するために必要な路線
D 施策連携	・ L R T の主要な停留所につながる路線や総合スポーツゾーン周辺など、各施策を結ぶ主要な路線

⇒ 市道で優先整備路線約 36 km（平成 28 年～32 年予定）を選定。

3) 整備形態の選定

栃木県版ガイドラインを踏まえ、整備形態を設定。但し、宇都宮市においては平成 28 年度からは歩道を活用した整備は行っていない。整備形態は大きく 2 つ。

①自転車通行帯（自転車レーン）



②車道混在



(4) 宇都宮視察踏まえた意見・考察

- 自転車レーンの必要性については概ね賛同。しかし、1 m幅のレーンは賛否が分かれた。
- 矢羽根整備は、安全確保のほか、逆走防止・交通空間の共用意識醸成の観点からも期待する意見。
- 広幅員、歩行者通行量が少ない歩道については、無理に自転車を車道に誘導せず、歩道を活用した自転車走行空間を考えていく旨の意見が多い。

視察を通じたつくば市への意見や考察の主なものを以下に抜粋。

1) 自転車レーンについて

- ・ペイントをライン状にし、費用の圧縮の圧縮を図った点を参考にすべき。
- ・対面通行の道路では自転車レーン整備を進めていくべき。
- ・1 m幅のレーンでも狭さを感じず走行できるのではと感じた。
- ・1 m幅のレーンは、クルマに近接しており、例えばクルマの速度を抑制したところで怖くて走れないと感じた。
- ・逆走してくる自転車への対策を検討すべき。過激だが逆走厳禁！などの注意喚起も必要。

2) 矢羽根やピクトグラムについて

- ・つくば市の主要道においては路肩の状況が芳しくない。走行自体に支障を感じたこともある。
- ・国道4号線の矢羽根整備はロードバイクにとって魅力的。クルマ（特に大型車両）に対して自転車の走行位置を明示・注意喚起につながり安全性が高まる。
- ・国道4号線の矢羽根整備は安全上問題があると感じた。並行する生活道路があれば自転車をそちらへ通行するよう誘導すべき。
- ・矢羽根によりクルマと自転車が交通空間を共有・共用するものであることを明確に印象付け、常に尊重しあって交通していく主体であることを当たり前の意識としていくことにつながる。
- ・進行方向を明示することで車道を逆走する自転車の減少・撲滅効果を期待できる。
- ・国道4号線は、車両に近接しており、クルマの速度を抑制したところで怖くて走れないと感じた。

3) 歩道の活用について

- ・駅周辺以外は歩行者も少ないので自転車を無理に車道へ誘導するのはかえって危険。
- ・広幅員歩道や人通りが少ない周辺地域の歩道であれば、強いて車道へ降りるよう誘導しなくても良いのではないかと感じた。
- ・自歩道は路面修繕とペイントの引き直しで十分である。
- ・自転車レーンを増やしていく一方で、歩道の穏やかな利活用による歩行者・自転車の共存を図っていくのが良策である。車道に出ていくのはロード・クロスバイクから促していき、シティバイクは自歩道から強いて追い出すべきではない。
- ・宇都宮市の従前事業の「自歩道における緩い歩車分離」はなかなか価値があるように思われる。自転車を車道へ降りるよう導く施策の時代なのかもしれないが、再び見直しても良いのではないだろうか。
- ・中高生ほか移動手段として自転車に頼らざるを得ない人たちのためには、歩道走行の途を残すことも大切だと思う。
- ・自転車転倒により歩行者に怪我をさせた事例も報告されており、タイルなど滑りやすい箇所

に対策を行う必要がある。

4) 自転車走行空間ネットワークについて

- ネットワーク道路が整備困難な場合、並行する生活道路を活用するなどの柔軟なネットワーク設定を検討する必要がある。

5) 交通教育・啓発について

- 矢羽根など見慣れない目印を教育する機会として、免許更新時に警察から紹介して貰えるような、施策の連携が必要。
- 車道走行時は、ヘルメット着用を徹底するよう誘導していく必要がある。

6) その他

- 宇都宮市が施策を進めていった中での反省点、利活用のソフト施策を確認し、盛り込んでいくべき。
- 自転車プロチームを活用し、施策効果を高めるべき。(交通安全教室など。同時にちびっこファン獲得にもつながり双方にメリットが想定できる)
- 筑波山の高低差地形を活用した自転車利用環境の整備を進めることも有効。
- 子供のころから自転車に多く触れることで地元住民の交通安全意識や自転車利用文化形成に資する、「自転車免許発行」の施策は有効と考える。
- 栃木県警では自転車は車道に下す、歩道には上げないという考え方が徹底している。茨城県警の方針とは異なる。